

入 札 さ れ る 方 へ

- 1 公売参加の手續等については、次ページ以降の「公売参加を希望する方へ」を御覧ください。
- 2 公売財産の内容については、「公売財産明細書」（P10～）を御覧ください。
- 3 入札書及びその他必要書類を郵送する際には、次のものをご送付ください。
（詳しくは公売実施機関から送付されるメールに添付された「提出物チェックリスト」をご確認ください。）

（１）公売保証金振込通知書兼口座振替申出書

期間入札に伴い、公売保証金の受入れ、返還は口座振込により行います。入札に参加する方は、１０月２１日（水）までに各執行機関（市町村等）が指定する口座に口座振込みにて公売保証金を納付してください。

※公売保証金の開札当日の返還はできません。（返還には１か月程かかります。）

（２）暴力団員等に該当しない旨の陳述書

入札までに陳述書の提出が確認できない場合、入札をすることができません。

※字体は鮮明に、インク又はボールペンで御記入ください。なお、印字されたもの又はゴム印等でも差し支えありません。

（３）委任状

代理人が入札する場合に必要です。委任の事実を確認する必要がある場合は、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。

また、代理人の本人確認を行いますので、郵送で提出する際に身分証のコピーを同封してください。（運転免許証やマイナンバーカードの写し等）

（４）買受適格（者）証明書

公売財産が農地の場合に必要です。

（５）法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）（原本）

入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）が法人の場合、発行後３か月以内の原本の提出が必要です。

（６）宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証（写し）

入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。

- 4 公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず御確認ください。
問合せは、各公売実施機関へお願いします。
（「公売財産の問合せ先」（P2）を御覧ください。）